

第4次 行政改革大綱・実施計画を策定

町では、地方分権や町民の要望に対する的確な対応と、行財政運営の健全化を図るため、平成23年3月に松田町第4次行政改革大綱やその実施計画を策定しました。この大綱は、平成22年度までを推進期間とした（改訂）第三次行政改革大綱などに引き続き、町の推進する行政改革について新たに定めたものになります。本号では、この大綱などの内容をお知らせします。

【問合せ】庶務課庶務係 ☎(83)1221

■ 行政改革の詳細は、町ホームページでもご覧いただけます。
<http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

行政改革は 地方分権と町民要望に 対応できるように

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、地方行政の役割の重要性が着目され、国と地方の役割分担や国の関与の在り方について見直しが行われてきました。その中では、地方公共団体の行政体制の整備や確立を図るため、地方への分権化が本格化してきました。こうした背景において、それぞれの自治体が、地域の特性に応じたより質の高い行政サービスを提供できることが期待され、住民の要望を的確に把握し、行政を運営していくことが重要となっています。

本町では、平成23年度から第5次総合計画がスタートし、「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ」きらめく松田」の実現に向け、様々な事業を展開していきます。そのためには、社会経済情勢の変化を踏まえ、より簡素で効率的な行政運営の確立や財政基盤の強化を図るなど、今後も不断に行政改革へ取り組んでいく必要があります。

策定の趣旨は 第5次総合計画の 実現に向けて

本町では内外の厳しい社会経済情勢の中で、行財政改革を最重要施策の一つとして捉え、昭和62年に行政改革大綱を策定して以来、平成9年に第二次行政改革大綱、平成18年に第三次行政改革大綱を策定し、3回に及ぶ行政改革を実施してきました。先の第三次行政改革大綱では、行政の公平性・効

率性の追求、町民と行政の協働などを基本として、仕事、職員、組織と三つの視点から、改革を推進してきました。また、平成20年度には、第三次行政改革大綱を見直し、改訂第三次行政改革大綱を定め、推進期間を松田町総合計画21（平成22年度で計画終了）にあわせて延ばしました。改訂大綱では、行政サービスの向上と経営感覚に立脚した取り組みをさらに推進するものとなりました。

このような状況の中、改訂第三次行政改革大綱は推進期間が平成22年度までであり、引き続き行政改革に取り組むため、新たに第5次総合計画に定める将来像の実現に向け、行財政改革の積極的な推進を目指す第4次行政改革大綱を策定しました。

これからの改革は 費用削減だけではなく 質の高いサービスを

これまでの行政改革では、事業などにかかる費用の削減などが注目され、結果的には事業経費などを削減することに努めてきました。しかし、このような定量的な考え方による改革だけが、行政改革の目的ではありません。

これからの行政改革は、これらに加え、松田町の特性にあわせた行政サービスが何であるかを把握し、町民の要望により適切に配慮することができる事業を展開するなど、事業の必要性を評価し、選択していくことが求められます。その中では、行政だけが事業を行うのではなく、町民が積極的に参加し、協働して事業を実施していくことも必要なこととなります。

第三次行政改革の主な取組

1 仕事の改革
 物件費の削減や証明書発行手数料等の見直しを実施しました。また、補助金や交付金などの見直し、道路占用料などを新設しました。一方で、公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、現在では28施設が指定管理者によって運営されています。

2 職員の改革
 職員の給与についての見直しでは、地域手当（基本給の10%）を段階的に廃止しました。また、管理職手当は定率制から定額制に移行し、給与の適正化に取り組みました。職員数については、定員適正化計画を策定し、職員数の削減に努めました。その結果、平成18年度当初で123人の職員数は、平成23年度当初では、112人（計画）になりました。

3 組織の改革
 組織、機構の見直しとして、2回の機構改革（平成19年度当初と平成22年度当初）を実施しました。平成18年度は3部10課27班の体制でしたが、部制の廃止、課等の再編などで、現在は7課23係になりました。また、課長代理、係長など、新たな職を設置しました。

推進期間は 平成23年度から 26年度まで

本大綱の推進については、行政改革推進本部が中心となり、すべての職員が取り組みます。また、改革の趣旨や必要性の徹底を図り、実施のために必要な調整や進捗管理を行い、各改革項目を見直しながら推進していきます。その実施状況は、広報紙やホームページなどを通じて、お知らせするとともに、寄せられた意見を反映させながら、改革の実現に努めます。

推進期間は、第5次総合計画の前期計画に併せて、平成23年度から平成26年度までとします。また、推進期間中における社会経済情勢の変化などによって、基本方針などに係る大きな見直しや新たな行政課題に対応するために改革の修正が必要となる場合は、改定を行うものとなります。

主要施策は 基本方針に基づき 20項目を展開

第4次行政改革では、次の3つを基本方針として、20項目を主要

■ 主要施策

1	窓口事務等の改善
2	WEBを活用したサービスの充実
3	情報化の推進
4	情報セキュリティ対策の強化
5	広聴の推進
6	各種委員会等に対する町民参加の促進
7	指定管理者制度の活用
8	民間企業等を活用した委託業務の推進
9	事務事業の見直し
10	組織、機構の見直し
11	勤務体制の見直し
12	事務決裁等の合理化
13	職員数の管理
14	職員研修の充実化
15	職員人事交流の活性化
16	広域連携の推進
17	財政収支の均衡維持
18	財産の活用、処分
19	税、使用料等の見直し
20	行政財産に係る目的外使用料等の運用

■ 基本方針

- 1 町民ニーズに対応した行政サービスの提供
- 2 自立した行政運営の推進
- 3 安定した財政基盤の確立

最初の町民ニーズに対応したサービスでは、各証明書発行サービスなどの見直し、窓口における情報共有体制の強化、インターネットを利用したサービスの充実化などを実施するとともに、広聴や女性委員の活用推進や民間活力の導入などを進めていきます。

次の自立した行政運営の推進では、行政体制の整備として事務事業、組織や勤務体制などの見直しを実施し、より合理的な行政運営を推進します。また、第二次定員適正化計画に基づき、職員数を管理することに加え、職員研修などによる人材育成を進めていきます。一方、他市町村との広域連携による事業の効率的な運営も図ります。最後の安定した財政基盤の確立では、財政収支の均衡維持を念頭に置いて、町有財産の効率的な運用を図っていきます。また、安定した税財源の確保として、税や使用料等は、未収金対策を強化するとともに、使用料金を見直し、計画的な運営管理に努めます。